契約の相手方等が社内に EVM システムを構築する場合の基準

1 対象

この基準は、EVM システム(契約の相手方等(契約の相手方又は契約の相手方となり得る者をいう。以下同じ。)が EVM の実施のために構築した又は構築する仕組みをいい、制度、組織、人員、情報システム等の別を問わない。)を構成する、原価計算システム、工数管理システム、品質管理システム及びこれらに関連するシステム(以下総称して「関連システム」という。)を対象とする。

2 EVM システム整備運用基準

- (1) 契約の相手方等は、EVM システムを構築するに当たり、EVM システム整備運用 基準(以下「整備運用基準」という。)を作成するものとし、作成時及び変更時は、 本基準との適合性について担当課室等の確認を得るものとする。
- (2) 整備運用基準が具備すべき内容は次の各号のとおりとする。
 - ア 契約の完了のために必要な全ての作業について、作業ごとの範囲が計画でき、かつ、それらを積算することにより CA ごと、WBS 要素ごとの計画が適切に作成できるものであること
 - イ それぞれの WBS 要素が最終的に CA まで分解でき、当該 CA はコスト及びスケジュールの観点で管理(変更管理を含む。)ができること
 - ウ WBS 要素ごとの実際コスト及び進捗状況が測定、集計及び記録され、契約の進 捗状況が計画コストと実績コストとの比較によって分析評価できること
 - エ 評価時点において、WBS 要素ごとのコスト及びスケジュールの計画との差異、 将来的な影響及び現在の状況で進んだ場合の完了時の予測を分析でき、EVM の情報が契約の相手方等における問題対処及び改善に活用できること
 - オ システムが正常に機能しているかどうかについて、サンプルを用いた調査により 確認できること
 - カ システムに入力されるデータが、関連システムから供給されるデータと整合して いること
 - キ 社内で文書化されていること

3 EVM システムの監査

契約の相手方等は、担当課室等が必要に応じて行う EVM システムの監査及び改善事項がある場合に求められる是正措置に応じるものとする。